

# 山梨県公報

第千五百二十九号

平成十六年

十二月二日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定(二件).....	七六九
道路の区域変更.....	七七一
道路の供用開始(二件).....	七七一
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議.....	七七二
建築基準法に基づく道路位置指定.....	七七二
公 告	
公共測量の終了.....	七七二
落札者等の決定について.....	七七二

## 告 示

### 山梨県告示第五百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### (一) 保安林の所在場所

大月市笹子町白野字瀧子一六〇一、一六〇二、一六〇三の二、一六〇四から一六〇八まで、一六一一、一六一〇、一六一一の二、一六一二の三

#### (二) 指定の目的

水源のかん養  
指定施業要件

#### (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 

字瀧子一六〇二・一六〇七・一六二〇・一六二一の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一六〇四から一六〇六まで、一六〇八

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### (一) 保安林の所在場所

大月市初狩町中初狩字近ヶ坂三二七四の二(次の図に示す部分に限る。)

#### (二) 指定の目的

水源のかん養  
指定施業要件

#### (三) 立木の伐採の方法

- 1 次森林については、主伐は、択伐による。
  - 2 字近ヶ坂三二七四の二(次の図に示す部分に限る。)
  - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### (一) 保安林の所在場所

大月市初狩町下初狩字矢ノ下三五四〇、字ムギヨウザス三五四一から三五四七まで、三五四七の二、三五四八、三五四九、字タコウチ三五五〇、三五五一、三五五二内一、乙三五五二、三五五三の二、三五五三の四、三五五四、乙三五五四、丙三五五四、三五五五、乙三五五五、三五五六、乙三五五六、三五五七、字傘木三五五八、乙三五五八、丙三五五八、三五五九、乙三五五九、丙三五五九、丁三五五九、三五六〇から三五六四まで、三五六四内一から三五六四内七まで、三五六五、三五六六、乙三五六六、丁三五六六、三五六六の三、三五六七、三五六七内一、三五六八、三五六九、三五六九の二、三五七〇、丙三五七〇、三五七〇の二、字原入三五七一から三五七六まで、三五七六内一から



縦覧に供する。）

山梨県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
都留市大字盛里字アブの宮一五三番の一地 先から 都留市大字盛里字アブの宮一六〇番の一地 先まで	八・〇 四六・九	七・九 八・〇		八二・五

山梨県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	都留市大字盛里字アブの宮一五三番の一地先から 都留市大字盛里字アブの宮一六	八二・五	平成十六年十二月二日

〇番の一地先まで

山梨県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八番地先から 大月市七保町大字瀬戸字竹平二三〇七番の九地先まで	二二一〇・五	平成十六年十二月七日

山梨県告示第五百六十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名 富士川水系 田垂川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市一宮町大字一ノ宮字車居千五百九十二の三番地先から  
笛吹市一宮町大字一ノ宮字車居千五百九十八の五番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 山梨県知事 山本栄彦
  - 2 住所 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に

- 1 係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十六年十二月二日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

### 山梨県告示第五百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置  
甲斐市龍地字袋間三六八九番三
- 二 道路の幅員  
六・〇メートル
- 三 道路の延長  
七六・二五メートル

## 公 告

### ● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十六年十一月十九日付けで国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十六年十二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（一級基準点測量）
- 二 作業開始日 平成十六年十月二十五日
- 三 作業終了日 平成十六年十一月五日
- 四 作業地域 北杜市（富士川水系釜無川右支中ノ川流域）

### ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十六年十二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量  
山梨県立博物館収蔵庫内資料収蔵用棚類（固定式）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十六年十一月二日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社正直堂 甲府市中央二丁目十二番十五号
- 五 落札金額  
四千六百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十六年九月十六日